

議案第 5 1 号

さいたま市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

さいたま市立学校給食センター条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第 1 条 <u>さいたま市の学校給食の調理等の業務を補完するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 0 条の規定に基づき、さいたま市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）をさいたま市中央区本町西 6 丁目 3 番 1 号に設置する。</u></p> <p>第 2 条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第 3 条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。</p>	<p style="text-align: center;">(設置)</p> <p>第 1 条 <u>さいたま市の学校給食の調理等の業務を一括処理するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 0 条の規定に基づき、さいたま市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 <u>給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市立与野本町学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">さいたま市中央区本町西 6 丁目 3 番 1 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さいたま市立岩槻学校給食センター</td> <td style="text-align: center;">さいたま市岩槻区大字平林寺 3 7 3 番地 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条 [略]</p> <p style="text-align: center;">(職員)</p> <p>第 4 条 給食センターに<u>それぞれ</u>所長その他必要な職員を置く。</p>	名称	位置	さいたま市立与野本町学校給食センター	さいたま市中央区本町西 6 丁目 3 番 1 号	さいたま市立岩槻学校給食センター	さいたま市岩槻区大字平林寺 3 7 3 番地 2
名称	位置						
さいたま市立与野本町学校給食センター	さいたま市中央区本町西 6 丁目 3 番 1 号						
さいたま市立岩槻学校給食センター	さいたま市岩槻区大字平林寺 3 7 3 番地 2						

第4条 [略]

第5条 [略]

第6条 [略]

第5条 [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。